

ご遺族の方へ おくやみハンドブック 東金市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認ができるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12213>



おくやみハンドブックは、
東金市発行の配布物となります。死亡届後の必要な手続を記載しておりますので、ご遺族様は該当手続をご確認ください。
なお、ご遺族に代わり死亡届をご提出に来られた方（葬儀社・代理人）は、必ずご遺族へお渡しください。

東金市役所 市民課

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

東金市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない市役所での手続と、

市役所以外の一般的な手続について、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問合せください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

東金市役所 0475-50-1111(代表)

事前準備について

市役所にて手続をする今後の流れになります。ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

①必要な手続の確認

5ページ「手続一覧チェックシート」で、故人についてあてはまる情報にをつけ、必要な手続と、手続場所を確認します。

②必要な持ち物の確認

「手続一覧チェックシート」の必要な手続の該当ページを開き、必要な持ち物を確認します。

③ご来庁ください

必要な持ち物をご持参の上、市役所へお越しください。どの手続から進めても問題ありません。

もくじ

- 身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ p.3
- 手続一覧チェックシート p.5
- 年金の手続について p.7
- 健康保険について p.9
- 住民登録について p.10
- 障がい福祉の手続について p.11
- 亡くなられた方にお子様がいる場合 p.12
- 税の手続について p.13
- 介護保険・高齢者福祉の手続について p.16
- 農地を所有している方が亡くなられた場合 p.17
- 森林を所有している方が亡くなられた場合 p.17
- 犬の飼い主が亡くなられた場合 p.18
- お問合せ窓口一覧 p.19
- 市役所以外での主な手続 p.21

おくやみ手続ナビについてのご案内

故人についての簡単な質問に答えるだけで必要な手續と持ち物をスマートフォンやパソコンで検索できる「おくやみ手続ナビ」もぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12213>



身边な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）

葬儀・法要

届出・手続

税金

3か月以内

4か月以内

- 納骨
- 四十九日
- 初七日
- 通夜・葬儀・告別式
- 葬儀・法要の連絡・調整
- 公共料金等の手続（23.ページ参照）
- 年金関係の手続（7.ページ参照）
- 健康保険（9.ページ参照）
- 死亡届等（葬儀社が代行すること
が一般的です）

（25・26ページ参照）

○所得税の
準確定申告（26.ページ参照）

10か月以内

1年以内

○一周忌

○ 払戻・解約・名義変更等
○ 遺産分割協議(25.ページ参照)

○ 相続税の申告(26.ページ参照)

〈次ページ～〉
手続き一覧
チェックシート

〈7ページ～〉
必要な手続の
詳細について

〈19ページ～〉
必要な手続の
窓口一覧

〈21ページ～〉
市役所以外で
必要な手続について

手続一覧チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「✓点がついた項目は、該当ページで確認してください。

確認事項(故人について)		チェック	該当ページ	窓口
年 金	国民年金を受給又は国民年金に加入していましたか	<input type="checkbox"/>	p.7	国保年金課★
	厚生年金・共済年金を受給していましたか	<input type="checkbox"/>		
健 康 保 険	国民健康保険に加入していましたか	<input type="checkbox"/>	p.9	
	後期高齢者医療制度に加入していましたか	<input type="checkbox"/>		
住 民 登 録	世帯の人数が3名以上の世帯でしたか	<input type="checkbox"/>	p.10	市民課★
	マイナンバー(個人番号)カード、通知カード、住民基本台帳カードをお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>		
	印鑑登録証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>		
障 が い	障害者手帳(身体・療育・精神)をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	p.11	社会福祉課★
	重度心身障害者医療費助成受給券をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>		
	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>		
	特別児童扶養手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/>		
	特別障害者手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/>		
	障害児福祉手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/>		
	在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/>		
	障害福祉サービス受給者証をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>		

ご遺族支援コーナーについて ※事前予約制

窓口名に★が付いている手続はご遺族支援コーナーにてまとめてお手続いただけます。
利用する場合は、休日を除く4日前までに電話にてご予約お願いします。

【手続予約時間】①9:00～②10:30～③14:00～④15:30～

【手続場所】市民課 ☎ 0475-50-1131

【電話予約受付時間】平日 9:00～16:30

確認事項(故人について)		チェック	該当ページ	窓口
児童手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/>	p.12	子育て支援課★	
児童扶養手当を受給していましたか	<input type="checkbox"/>			
ひとり親家庭等医療費等助成受給券をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>			
子ども医療費助成受給券をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>			
保育施設・幼稚園・学童クラブに在籍しているお子様がいますか	<input type="checkbox"/>	p.13	学校教育課	こども課
小学校・中学校に在籍しているお子様がいますか	<input type="checkbox"/>			
市内に土地・家屋を所有していましたか	<input type="checkbox"/>	p.14	課税課	
軽自動車や原動機付自転車などをお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>			
市民税・県民税の納税に関する手続がありますか	<input type="checkbox"/>	p.15	収税課	
65歳以上の方でしたか	<input type="checkbox"/>	p.16	高齢者支援課★	
40歳～64歳の方で要介護認定を受けていましたか	<input type="checkbox"/>			
要介護・要支援又は事業対象者として認定されていましたか	<input type="checkbox"/>			
農地を所有していましたか	<input type="checkbox"/>	p.17	農業委員会	
森林を所有していましたか	<input type="checkbox"/>			
犬の飼い主でしたか	<input type="checkbox"/>	p.18	環境保全課	

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認ができるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12213>



年金の手続について

◆年金受給者が亡くなられた場合 ※国民年金のみ受給している方

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給権者死亡届や未支給年金等の請求が必要となることがあります。

<未支給年金請求>

年金を受給されていた方が亡くなられた場合、亡くなられた月までの年金を未支給年金として生計を同一にしていた遺族が請求することができます。

■ 遺族の順位

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ⑦それ以外の3親等内の親族

■ 必要なもの

- ・死亡者の年金証書
- ・請求者と死亡者の関係がわかる戸籍謄本（請求者が配偶者または遺族年金を請求する子の場合、マイナンバーを請求書に記載することで省略できます。）
- ・請求者の預金通帳またはキャッシュカード
- ・請求者のマイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ・生計同一に関する申立書（亡くなられた方と請求者が別世帯の場合）
- ・代理人が手続するときは、委任状と代理人の本人確認のできるもの

<年金受給権者死亡届>

年金を受給されていた方が亡くなられ、未支給年金の請求に該当する遺族がいない場合、年金受給権者死亡届が必要となります。

※日本年金機構にマイナンバー（個人番号）が収録されている方は原則届出を省略できます。

■ 必要なもの

- ・死亡者の年金証書
- ・死亡した事実がわかる書類（①～③のいずれか）
- ①住民票除票 ②戸籍抄本 ③死亡診断書の写し

※手続の内容によっては、年金事務所、共済組合での手続をご案内する場合があります。

※そのほかの手続（遺族年金請求など）が必要になる場合があります。

◆年金加入中の方が亡くなられた場合

年金の加入状況等により、手続が必要になる場合があります。

必要書類、及び請求先が異なりますので、詳しくは国保年金課へお問合せください。

◆厚生年金や共済年金を受給している方

手続は市役所ではお受けできません。以下の連絡先で確認してください。

■厚生年金の場合は、「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570-05-1165

※IP電話・PHSからの場合 ☎ 03-6700-1165

■共済年金の場合は、「加入されていた共済組合」へご連絡ください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

国保年金課 高齢者医療年金係

☎ 0475-50-1133

千葉年金事務所

☎ 043-242-6320

MEMO

健康保険について

◇葬祭費について

「東金市の国民健康保険に加入されていた方」及び「後期高齢者医療制度に加入され、東金市から資格情報のお知らせ、資格確認書または被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなられたときは、喪主（葬祭を行った方）に対して50,000円が支給されます。※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効）

■必要なもの（国民健康保険）

- ・亡くなられた方の資格確認書または被保険者証（既に返還された場合は不要です。）
- ・葬祭を行ったこと、喪主を確認できるもの（葬祭費の領収書、会葬礼状等）
- ・喪主の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
- ・申請に来た方の本人確認書類

※喪主以外の方が申請に来た場合は、委任状が必要です。

■必要なもの（後期高齢者医療制度）

- ・亡くなられた方の資格確認書または被保険者証（既に返還された場合は不要です。）
- ・喪主の印鑑（朱肉を使うもの）
- ・葬祭を行ったこと、喪主を確認できるもの（葬祭費の領収書、会葬礼状等）
- ・喪主の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）

※喪主以外の方の口座に振り込む場合は委任状が必要です。

- ・申請に来た方の本人確認書類

ご不明な点は、下記までお問合せください

国民健康保険（74歳以下の方）

国保年金課 国保給付係 ☎ 0475-50-1250

後期高齢者医療制度

（75歳以上の方及び65歳～74歳までの広域連合から障害認定を受けた方）

国保年金課 高齢者医療年金係 ☎ 0475-50-1133

住民登録について ※亡くなられた方が東金市に住民登録がある場合

◆世帯主変更届 ※亡くなられた方が生前1人、もしくは2人世帯であった場合、手続きは不要です。

世帯主の死亡により世帯に変更が生じる場合、死亡届出人、住民票の次位に記載されている方等が世帯主になります。世帯主変更を希望される方は手続が必要となります。

・届出人……亡くなられた方と同世帯の方(本人確認書類を持参ください。)

◆マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードの返納 ※返納義務はありません。

相続等の手続でマイナンバー(個人番号)が必要となる場合がありますので、マイナンバーカード・通知カードは手続が済んでから廃棄していただか、返納をご希望の方は、市民課へお持ちください。

電子証明書は住民票の消除に伴い失効します。

亡くなられた方の住民基本台帳カードは無効となります。返納をご希望の方は、市民課までお持ちください。

◆印鑑登録証の返納 ※返納義務はありません。

亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、死亡届が東金市に提出された時点で廃止となります。印鑑登録証は使えなくなりますので、廃棄していただか、返納をご希望の方は、市民課へお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

市民課 市民係

☎ 0475-50-1131

改葬・墓じまいの手続について

1 新しい改葬先の確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

・受入証明書・永代使用許可書

2 埋葬証明書の発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続です。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

必要書類・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

提出先(受取先) 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

※改葬の申請から許可までは1週間~10日程かかります。

4 遺骨の取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

〈お問合せ先〉

市民課 市民係

☎ 0475-50-1131

障がい福祉の手続について

(障がい福祉係)

◆障害者手帳をお持ちだった方

障害者手帳(身体・療育・精神)返還の届出が必要となります。

■必要なもの

- ・障害者手帳

◆重度心身障害者医療費助成制度を利用していた方

重度心身障害者医療費助成制度を利用していた方が亡くなられたときは、手続が必要となる場合がありますので、障がい福祉係までお問合せください。

◆自立支援医療費（更生医療・精神通院・育成医療）支給制度を利用していた方

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還が必要となります。

■必要なもの

- ・受給者証

◆各種手当（特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当）を受けていた方

各種手当を受けていた方が亡くなられたときは、変更などの手続が必要となる場合がありますので、障がい福祉係までお問合せください。

◆心身障害者扶養年金制度に加入していた方

年金支給等の手続きが必要となりますので、障がい福祉係までお問合せください。

(障がいサービス係)

◆障害福祉サービスを利用していた方

障害福祉サービス受給者証の返還が必要となります。

■必要なもの

- ・障害福祉サービス受給者証(水色)

ご不明な点は、下記までお問合せください

社会福祉課 障がい福祉係

☎ 0475-50-1167

社会福祉課 障がいサービス係

☎ 0475-50-1232

亡くなられた方にお子様がいる場合

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、受給者変更などの手続が必要になりますので、下記担当へお問合せください。また、18歳以下のお子様を養育されている方（父又は母等）が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに子育て支援課へお問合せください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

子育て支援課 子育て給付係
☎ 0475-50-1202

保育施設・幼稚園・学童クラブに在籍しているお子様の保護者の方が亡くなられたときは、利用者負担額等に変更がある場合があります。お早めに下記へお知らせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

保育施設・幼稚園について

こども課 入園係
☎ 0475-50-1203

学童クラブについて

学校教育課 学童クラブ係
☎ 0475-50-1209

小学校・中学校に在籍しているお子様の保護者の方が亡くなられたときは、教育委員会で登録している保護者等に変更が必要な場合があります。手続の有無については、下記へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

小学校・中学校について

学校教育課 学事係
☎ 0475-50-1184

税の手続について

◆市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっているため、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、6月に住民税の納税通知書が送付されます。つきましては、相続人代表者指定届出書の提出をお願いします。

ご不明な点は、下記までお問合せください

課税課 市民税係

☎ 0475-50-1128

◆固定資産税・都市計画税

市内に土地・家屋を所有する方が亡くなられた場合は、相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書の提出をお願いします。この届出をしていただくことにより、土地・家屋の相続登記が完了するまでの間、市税に関する書類（納税通知書等）が相続人代表者の方へ届くようになります。

■手続内容

・相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書の提出

■必要なもの

・相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本等）

ご不明な点は、下記までお問合せください

課税課 資産税係

☎ 0475-50-1127

◆軽自動車税

バイク・軽自動車等を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更や廃車の手続が必要です。また、所有されているバイク・軽自動車等の種別によって窓口が異なりますので、詳しくは、市民税係にお問合せください。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車(農耕用・その他)・ミニカー

課税課 市民税係

☎ 0475-50-1128

必要なもの:ナンバープレート、相続人の本人確認書類、標識交付証明書

※東金市外の方が新たに所有される場合は、廃車手続後に新たに所有される方の住所地の市区町村役場で登録手続が必要です。

125ccを超えるバイク

関東運輸局 千葉運輸支局
千葉市美浜区新港198番地
☎ 050-5540-2022

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会 千葉事務所
千葉市美浜区新港223番地8号
☎ 050-3816-3114

◆亡くなられた方名義の口座から市税等の振替をされている方

市税等の納付方法について変更される方は、収税係までお問合せください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

収税課 収税係

☎ 0475-50-1129

◆市税等に滞納がある方

亡くなられた方に市税等の滞納がある場合には、滞納している税金等も相続の対象となりますので、相続人が納税義務を継承します。つきましては、納付書を紛失して納付できない場合や、滞納税額を一括で納付することが難しい場合は滞納整理係へ相談にお越しいただきますようお願いします。

また、相続放棄をしている場合には、相続放棄申述受理通知書の写しの提出をお願いします。

■手続内容

1. 相続した方、又は相続を行う予定の方

・納税相談

・相続人代表者指定届出書の提出

※この届出をしていただくことにより、市税等に関する書類が相続人代表者の方に届くようになります。

2. 相続放棄した方

・相続放棄申述受理通知書の写しの提出

■必要なもの

・窓口に来られる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

・相続人以外の方が来られる場合は相続人からの委任状

ご不明な点は、下記までお問合せください

収税課 滞納整理係

☎ 0475-50-1227

介護保険・高齢者福祉の手続について

(介護給付係)

◆介護保険の被保険者（65歳以上の方等）

介護保険の被保険者（65歳以上の方等）が亡くなられたときは、介護保険被保険者証の返還手続をしてください。また、介護保険関係書類の送付先変更や高額介護サービス費等の手続が必要な場合があります。介護給付係までお問合せください。

■手続内容

被保険者証返還手続、介護保険関係書類の送付先変更手続、高額介護サービス費等の手続

■必要なもの

- ・介護保険被保険者証
- ・相続人の通帳等(口座番号が分かるもの)

(高齢者支援係)

◆高齢者福祉サービス（あんしん電話事業、軽度生活援助事業、紙おむつ給付事業、認知症高齢者等見守りシール給付事業）を利用していた方

各種サービスを利用していた方が亡くなられたときは、手続が必要となりますので、高齢者支援係までお問合せください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

高齢者支援課 介護給付係
☎ 0475-50-1219

高齢者支援課 高齢者支援係
☎ 0475-50-1165

農地を所有している方が亡くなられた場合

農地を所有している方が亡くなられた場合、相続などで「農地」の権利を取得した方は、農業委員会に届出が必要です（農地法第3条の3第1項）。手続の詳細については農業委員会事務局へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問合せください

農業委員会事務局

☎ 0475-50-1177

森林を所有している方が亡くなられた場合

森林を所有している方が亡くなられた場合、相続などで「森林の土地」の権利を取得した方は、届出が必要です。

所有者となった日から90日以内に取得した土地がある市区町村の長に届出を行います。詳しくは農政課へお問合せください。

■手続内容

森林の土地の所有者届出書の提出

■必要なもの

- ・所有した森林の土地を示す図面（任意の図面に大まかな位置を記入）
- ・所有した森林の土地の登記事項証明書（写し可）など権利を取得したことが分かる書類等

ご不明な点は、下記までお問合せください

農政課 農政係

☎ 0475-50-1138

犬の飼い主が亡くなられた場合

犬の飼い主が亡くなられた場合、新しい飼い主の方への登録変更手続等が必要です。

◆犬の所在地が「市内」になる場合

犬の登録事項変更届出書の届出が必要となります。

■必要なもの

犬の登録事項変更届出書

◆犬の所在地が「市外」になる場合

新しい飼い主の方がお住まいの市区町村にて、犬の転入手続が必要です。手続の詳細につきましては、お住まいの市区町村へご確認ください。

■手続内容

犬の転入手続

■必要なもの

犬の鑑札

ご不明な点は、下記までお問合せください

環境保全課 生活環境係

☎ 0475-50-1170

MEMO

お問合せ窓口一覧

お亡くなりになった方の住民登録が東金市にあったときは、すみやかにお届けください。

	該当事項	届出をする場所	連絡先
p.7	・国民年金の受給者 ・国民年金の加入者	国保年金課	☎ 0475-50-1133
p.9	・国民健康保険の被保険者	国保年金課	☎ 0475-50-1250
p.9	・後期高齢者医療制度の被保険者	国保年金課	☎ 0475-50-1133
p.10	・マイナンバー(個人番号)カードの所持者 ・住民基本台帳カードの所持者	市民課	☎ 0475-50-1131
p.10	・印鑑登録証の所持者		
p.11	・障害者手帳の所持者		
p.11	・重度心身障害者医療費 助成制度の利用者		
p.11	・自立支援医療費(更生医療・精神通院・育成 医療)支給制度の利用者		
p.11	・特別児童扶養手当の受給者 ・特別障害者手当の受給者 ・障害児福祉手当の受給者 ・在宅重度知的障害者及び ねたきり身体障害者福祉手当の受給者	社会福祉課	☎ 0475-50-1167
p.11	・障害福祉サービスの利用者	社会福祉課	☎ 0475-50-1232
p.12	・児童手当受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・ひとり親家庭となった世帯(子が18歳以下)	子育て支援課	☎ 0475-50-1202
p.12	・保育施設・幼稚園・学童クラブに在籍してい るお子様の保護者	こども課 学校教育課	☎ 0475-50-1203 ☎ 0475-50-1209
p.12	・小学校・中学校に在籍しているお子様の保 護者	学校教育課	☎ 0475-50-1184

	該当事項	届出をする場所	連絡先
p.13	・市内の土地・家屋の所有者	課税課	☎ 0475-50-1127
p.14	・原動機付自転車等の所有者 (東金市ナンバー)	課税課	☎ 0475-50-1128
p.14	・軽二輪・二輪の小型自動車の所有者 (千葉ナンバー)	千葉運輸支局	☎ 050-5540-2022
p.14	・軽自動車の所有者(千葉ナンバー)	軽自動車検査協会	☎ 050-3816-3114
p.15	・亡くなられた方名義の口座から市税等の 振替をされている方	収税課	☎ 0475-50-1129
p.15	・市税等に滞納がある方	収税課	☎ 0475-50-1227
p.16	・介護保険の被保険者 ・高齢者福祉サービスの利用者	高齢者支援課	☎ 0475-50-1219 ☎ 0475-50-1165
p.17	・農地の所有者	農業委員会事務局	☎ 0475-50-1177
p.17	・森林の所有者	農政課	☎ 0475-50-1138
p.18	・犬の飼い主	環境保全課 又は お住まいの市区町村	☎ 0475-50-1170 又は お住まいの市区町村

MEMO

その他の主な手続

◆亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続があります。一般的な手続について記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出		故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却	すみやかに	健康保険資格確認書または被保険者証や、その他勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認下さい。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号等</p> <p>〈手続先〉 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

◆亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続について記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手續が必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1か月以内	税務署に提出します。
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

◆少し落ち着いてから行う手続チェックリスト

項目	期日	手続窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証返納		警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/> パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 住民票除票 届出人の身分証明書
<input checked="" type="checkbox"/> 電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続可能
<input checked="" type="checkbox"/> ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	(市営ガスの場合) 東金市ガスお客様センター ☎ 0475-55-3800
<input checked="" type="checkbox"/> 水道料金の 名義変更・解約		山武郡市広域水道企業団 お客様センター ☎ 0475-50-4132	
<input checked="" type="checkbox"/> NHKの名義変更・解約	早めに	NHK	
<input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/> その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/> クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

空き家となる建物を相続される方へ

□ 空き家を適切に管理しましょう

お亡くなりになった方が居住していた家屋が、空き家となる場合、適切な管理をしなければ、老朽化や台風等の自然災害による建物の倒壊や建材の飛散、不審者の侵入や放火、草木の繁茂等による生活環境への悪影響などの問題が発生するおそれがあります。空き家を相続される方は、適切な維持管理をお願いします。また、相続放棄された方も、民法による保存義務が適用される場合がありますので、家庭裁判所にご確認ください。

その他の相続に関する手続きについては、相続に関するチェックリスト(p.25-p.26)をご確認ください。

□ 相続登記を行いましょう

土地や家屋などを相続した場合は、相続登記の手続きが必要です。令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。詳しくは、法務局にお問い合わせください。(p.26)

□ 空き家(昭和56年5月31日以前に建築された家屋)を相続した場合

お亡くなりになった方が居住していた家屋及びその敷地等を相続した方が、相続開始から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、一定の要件を満たして当該家屋又は土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円の特別控除を受けられる場合があります。

確定申告の際に、市が発行する「被相続人居住用家屋等確認書」が必要になります。

詳しい要件につきましては、都市整備課及びお住まいの地域を所管する税務署までお問い合わせください。

＜お問合せ先＞
都市整備課 施設管理係
☎ 0475-50-1150

◆ その他の相続に関する手続 / 相続に関する手続チェックリスト

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、一般的に故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の検索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、課税課で「名寄帳」を取得することで、所有する不動産の一覧を知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数
<input checked="" type="checkbox"/> 土地・家屋の名義変更 (相続登記)	3年以内	不動産を管轄する法務局へ提出します。詳しくは法務局ホームページをご覧いただとか、法務局にお問い合わせください。 千葉地方法務局 東金出張所 ☎0475-52-2402

発 行 東金市 市民福祉部 市民課

編集／制作 株式会社 鎌倉新書

発 行 年 2025年 5月

広告に関しては、東金市が推奨するものではありません。

